

平成 25 年度

事 業 計 画 書

公益財団法人 東京都農林水産振興財団

目 次

I	平成25年度事業運営方針	1
II	事業計画内容	
1	後継者等対策事業（公益目的事業1）	2
(1)	新規就業者支援事業	2
(2)	経営活動促進事業	3
(3)	都民交流事業	4
(4)	林業労働力確保支援センター事業	5
(5)	情報提供・普及啓発事業	6
2	経営安定対策事業（公益目的事業2）	7
(1)	農作業サポーター支援事業	7
(2)	農地保有合理化事業	7
(3)	東京農業の産業力強化支援事業	8
3	生産安定対策事業（その他の事業1）	9
(1)	野菜価格安定対策事業	9
(2)	畜産振興事業	10
4	森林整備事業（公益目的事業3）	12
(1)	分収林事業	12
(2)	都民との協働による森林づくり事業	14
(3)	都行造林事業	15
(4)	花粉発生源対策事業	16
(5)	木質バイオマス事業	18
(6)	森林を守る都民基金事業	19
(7)	情報提供・普及啓発事業	19
5	緑の募金・緑化推進事業（公益目的事業4）	20
(1)	緑の募金事業	20
(2)	苗木生産供給事業	22
6	試験研究・成果還元事業（公益目的事業5）	23
(1)	農林総合研究センター事業	23
(2)	農林水産資源拡大事業	27
(3)	環境保全型農業の推進事業	29

III 法人管理

1 評議員・評議員会	30
2 理事・理事会	30
3 内部管理の推進	30

IV 参考資料

1 組織の概要	31
(1) 機構	31
(2) 組織	34
(3) 職員数	35
2 事業計画総括表	36
3 収支の概要	38

経営方針

- 1 都の農林水産業振興施策の一翼を担いつつ、公益性の高い事業を実施する
- 2 常に地域経済に貢献できる試験研究・開発を行い、都民と地域社会の期待に応えていく
- 3 公益財団法人としてコンプライアンスを徹底し、常に都民の信頼を得る

I 平成25年度事業運営方針

我が国の農林水産業においては、担い手の減少や高齢化が進み、さらには輸入農産物等の増加や低価格に伴う国内生産物価格の低迷などが、農林水産業を営む人々の生産意欲を減退させていている。また、我が国の農林水産業の将来に関わるTPP交渉参加に向けた、農産物の関税撤廃の例外品目の絞り込みなど新たな課題も生じている。

東京においても、都市化の進展に伴う農耕地の減少、生産環境の悪化、労働力の不足等の影響を受け、農地や森林の維持保全が一層困難な状況になっている。

しかしながら、東京の農林水産業は、都民に身近な生産地として新鮮で安全な食料を供給するとともに、緑豊かな農地や森林は、都民の快適な生活環境の確保や地域の景観形成に重要な役割を果たしている。さらに、緑地機能や災害時のオープンスペース機能、生物多様性を保全する自然環境の維持機能、ヒートアイランド防止機能など多くの重要なはたらきを備えている。

以上のように東京の農林水産業の意義と役割を十分に生かしながら、東京の農林水産業を振興、発展させることは、将来にわたる重要な課題である。

当財団は、東京都、都内区市町村及び関係団体等と連携しながら、東京の農林水産業が活力ある産業として発展し、かつ農地や森林が持つ多面的機能を十分發揮させるため、後継担い手の育成、森林の整備、稚魚や稚貝の供給など様々な事業を開拓し、着実に事業効果が出せるよう努めていく。

一方、試験研究部門においても、農畜産物の品種改良や新しい生産技術の開発などを行い、都民や農林水産業者のニーズに応えるため、農林水産業の発展を技術面から支えていく。

なお、東京都では、平成24年度に「東京農業振興プラン」の改定を行ったところであるが、ここで示された「東京農業の特性を活かした産業力の強化」等の方向性に呼応し、「先端技術」や「収益性の高い経営」に着目した新規の取組みを、当財団の事業と試験研究の両部門においてそれぞれ開始する。

また、内部管理においては、引き続き、コンプライアンス機能の強化を図り、東京都の公益財団法人として、より一層透明性の高い事業運営を行っていく。さらに、早期に組織的かつ計画的に進めていかなくては解決できない中長期的な重要課題への取組みを着実に進めるとともに、財団の自主性を高めるための固有職員の育成、災害等に対する危機管理対応能力向上などに努めていく。

II 事業計画内容

1 後継者等対策事業（公益目的事業1）

将来の農林水産業を担う後継者等に対し、資金貸付、各種研修への参加、自主研究活動等の奨励、配偶者確保の支援を行う。また、新しい事業展開や経営の高度化を目指す農林水産事業者に対し、技術習得の支援などを行うことにより、活力ある東京都の農林水産業と都民生活に寄与する。

なお、これらの事業を行うにあたっては、農業団体との連携を図りながら進めていく。

（1）新規就業者支援事業

はじめて農林水産業に就業する際に必要な技術的研修、資金貸付等の各種の支援を行う。

① 青年等就農促進事業

東京都から指定を受けた「青年農業者等育成センター」として、青年農業者の円滑な就農を支援する。

ア 就農相談

相談員（2名）が就農相談に対応し、新規就農を支援する。

イ 就農支援資金貸付

新規就農者及び就農希望者を雇用・育成していくとする農業法人等（就農計画を作成して東京都知事に提出し、認定を受けた個人、経営体）に対し、就農に必要な資金を無利子で貸し付ける。

種 別 (貸付枠)	内 容
就農研修資金 (0 千円)	農業技術や農業経営にかかる知識を習得するための研修に必要な経費
就農準備資金 (1,000 千円)	就農にあたり事前に必要となる、就農先の調査旅費図書等の購入費、滞在費、住居移転費等
就農施設等資金 (14,000 千円)	農業経営を開始する際の機械の購入、施設の設置などに必要な資金（新規就農者のみが対象）

ウ 青年農業者等育成

東京都農林水産業技術交換大会の開催（年1回）、全国農業青年交換大会等への派遣など青年農業者の啓発、研究、交流活動を支援する。

エ 就農促進のための現地農業体験

都内の就農希望者に対し、就農が見込める都内の町村において農作業体験を実施し、農地保有合理化事業と連携を図りながら、新規就農を促進する。

オ 新規就農者動向・実態調査

平成24年4月1日～平成25年3月31日までに就農した者を調査し、その動向を把握する。また、その対象者に対して、就農時と現在の経営状況、生産や販売の考え方等について実態調査を行う。

② 農業後継者育成事業

東京の農業を担う農業後継者の資質の向上を図るため、各種研修の開催や助成を行なう。また、農業後継者の配偶者確保を目的とした交流会を実施し、後継者がパートナーを得て東京農業の安定した担い手に育つよう支援する。

ア 就農のための技術研修助成

新規就農者が農業経営を開始するにあたり、技術の習得及びその向上のために参加する以下の研修に対し助成する。

- ・公立研究機関及び先進経営体への研修（対象：10名）
- ・八丈町・神津島農業担い手育成研修センターへの研修（対象：6名）
- ・その他、財団が認める研修

イ フレッシュ&Uターン農業後継者セミナー支援

新規就農者の技術習得を目的に開催される「フレッシュ&Uターン農業後継者セミナー」に協賛し、その運営費を助成する。

ウ 意欲的農業者支援セミナー（対象：6名）

企業的経営者や認定農業者、また地域農業のリーダーを目指す意欲的な農業経営者に対し開催される「意欲的農業者支援セミナー」を東京都と共に開催し支援・助成する。

エ 農業後継者とのふれあい交流会（年3回）

独身の農業後継者有志とともに企画した、独身女性との魅力ある交流会を開催する。

オ ふれあい活動を通じた配偶者確保支援（対象：5団体）

地域で行う農業後継者と独身女性との交流活動に対して、その運営費を助成する。

カ 農業後継者育成支援

他産業に従事している農業後継者を対象に、先輩や後継者同士の出会いの場や学習会等を開催して就農を支援する。（1地区）

（2）経営活動促進事業

新しい事業展開や経営の高度化・近代化のための研究及び研修活動等を促進するため、農林水産業後継者団体が行う自主的な活動を支援する。

① 自主活動支援事業

ア 自主研究活動助成（対象：10団体）

農林水産業後継者団体が実施する研究活動に対し助成する。

イ 研修活動助成（対象：40団体）

農林水産業後継者団体が主催する経営技術向上のための研修会や先進地視察に対し費用の一部を助成する。

ウ 知的財産権取得への支援

後継者及び後継者団体の知的財産保護・活用を促進する目的で、知的財産権を取得するための支援を行う。

（3）都民交流事業

農林水産業に対する理解を促進するため都民と農林水産業者との交流を図るとともに、新しい農業の担い手であるボランティアを養成する。

① 生産者と都民との交流

都民にとって身近な場所で安全・安心な農産物を提供している都市農業を持続させ、その重要性について理解を深めるとともに、生産者が都民の農林水産業に対する期待・要望や消費者ニーズ等を把握するための交流活動を推進する。

ア 生産者と都民の交流活動協賛事業（対象：2団体）

各地域で開催される農業体験等を通じた都民との交流活動に協賛し、その運営に對し助成する。

イ 地産地消推進事業

- ・「地産地消」をテーマとした生産者と都民の交流会を開催する（1回）。
- ・東京農産物のPRと販売促進のため、各種イベントに参加する。

② 東京の青空塾

地域を対象に、農業に関心を持つ都民の参加・協力により、農業者と都民との交流を図りながら、新しい農業の担い手である援農ボランティアを養成する。

ア 援農ボランティア養成

- ・養成人数：20名
- ・コース：野菜、花卉、果樹、植木の4コース

イ 地域推進組織支援

- ・各地区の開（閉）講式や視察研修への出席
- ・新規参加に向けた取組みへの協力（JA東京むさし〔武藏野地区〕）

ウ 地域推進組織の活動促進

- ・援農ボランティアに対するボランティア傷害保険加入手続き支援

エ 長期継続ボランティアの表彰

- ・青空塾を修了後、5年以上の長期継続ボランティアを表彰

③ 都民と進める食と農の体験事業

都民・学童を対象に、東京農業への理解促進や普及啓発を図るとともに、健康な心身と豊かな人間性を育むため、生産現場における農家との交流・体験学習活動や企業等と連携した食育活動を推進する。

ア 畜産ふれあい体験活動事業

家畜ふれあい体験や飼養管理体験の実施、バター・アイスクリーム作り体験を行い、畜産に対する理解促進、消費拡大を図る。

イ 農業体験・食育事業

種まきや収穫などの農業体験、料理教室や食育講話などの食育活動を実施し、農業に対する理解促進と健全な食生活習慣を培う。

(4) 林業労働力確保支援センター事業

森林整備の担い手となる新規就業者への支援や林業従事者の育成を行うとともに、林業事業体における雇用管理の改善を進め、林業労働力の確保を図る。

① 森林整備担い手確保対策事業

森林整備の担い手である基幹現場技術者等へ技能研修を実施する。

- ・ 機械集材装置運転業務講習会（1回）
- ・ 作業路開設講習会（1回）

② 地域林業雇用改善促進事業

林業事業体の雇用管理改善に関わる相談指導、研修、雇用情報の提供等を行う。

ア 林業雇用改善アドバイザー（1名）による相談指導

イ 林業雇用改善コンサルタントへの委嘱による専門相談指導

ウ 雇用情報収集・提供の実施、情報誌の発行（年1回）

エ 雇用管理セミナー、先進地視察（年各1回）

オ 林業雇用改善アドバイザー・ブロック別連絡会議等（年3回）

カ 林業雇用改善推進会議（年1回）

③ 林業就業促進資金貸付事業

林業に新規参入しようとする者の就業の円滑化を図るため、研修への参加や林業機械の調達等の就業の準備に必要な資金を無利子で貸し付ける。

- ・就業研修資金（貸付枠：200千円）、就業準備資金（貸付枠：1,300千円）

④ 宿舎借り上げ助成事業

林業事業体が新規就業者及び季節労働力を安定的に受け入れるために必要な宿舎の借上げに要する経費を助成する。

- ・新規就業者用（6戸）及び都外雇用者用（2棟）

⑤ 林業就業支援

林業への就業希望者を対象に、森林・林業に関する基礎知識及び林業労働安全教育等に関する研修を行う。

- ・研修内容：森林・林業知識、実地研修、安全講習、就業・生活相談、施設見学会
- ・研修期間：20日間 年1回 10名

⑥ 林業事業体等強化育成事業

厳しい経営環境のもと零細な民間林業事業体を経営面から支援することにより、雇用の受け皿となる林業事業体の体质強化と雇用環境の改善を促す。また、このことにより安定した林業技術の継承による効率的な森林整備を促進する。

- ア 元請けなど、自立した事業体へ移行するための法人化や入札参加資格取得への相談・指導、一部費用の助成（指導員1名）
- イ 法人化への助成（1/2 助成）
- ウ 林業機械レンタル料等の助成（1/2 助成）

⑦ 森林整備のための地域人材育成事業

重点分野雇用創造事業を活用して、林業に関する技能習得の機会を提供することにより森林整備の担い手となる現場技術者の育成を図るため助成する。

- ・ 2 林業事業体 2名

⑧ 緑の雇用事業

林業事業体に新規就労した現場技術者を対象に、林業に必要な知識・技術を身につけられるよう体系的なプログラムに基づき集合研修を行う。

- ・ 1年目研修 8事業体 13名（25年度都内新規就労見込）
- ・ 2年目研修 2事業体 3名（24年度都内新規就労者）
- ・ 3年目研修 2事業体 3名（23年度都内新規就労者）

（5）情報提供・普及啓発事業

農林水産業に関する情報提供や各種イベント等を通じた普及啓発活動により、東京の農林水産業の振興に寄与する。

① 東京農業WEBサイト運営事業

東京都、農業団体等が構築したWEBサイトの管理・運営を受託し、都民に対する東京農業や農地の働き、農畜産物・特産品、食の安全・安心などの情報を総合的に発信する。

2 経営安定対策事業（公益目的事業2）

法律等に基づき行う生産者に対する経営安定対策として、以下の事業を実施する。

（1）農作業サポートー支援事業

市街化区域内農地の遊休化・低利用化を防止するため、農業委員会（区市町村）やJA等との連携を強化し、多様な担い手を活用することにより、農地の保全・利活用を促進する。

① 農作業受託組織の育成

農作業受託組織がない地域のJAを対象に、農作業受託組織の立ち上げ支援等普及活動を展開し、農作業受託組織を育成する（現地検討会2回、連絡調整会議4回）。

② 援農サポートー等育成支援

援農ボランティアへの意向状況調査を行い、各地域や青空塾で育成された援農ボランティア等を対象に、農業機械オペレーターや果樹栽培の援農を希望する者を応募・選抜し、現地等で実践研修を実施する（31回）。また、区市町村の枠を超えた援農活動を促進するため、広域のボランティア登録・派遣等を行う。

（2）農地保有合理化事業

経営規模の拡大や農地の集団化等を推進し、農業の生産基盤である農地を保全するため、農地保有合理化法人である当財団が、規模縮小農家や離農農家から農用地等を買入れ又は借入れて、一定期間保有した後、担い手農業者に売渡し又は貸付ける。

なお、事業の終息を目指して、売買事業及び貸借事業の整理を進めていく。

【根拠法令】農業経営基盤強化促進法(昭55・5・28 法律65号)

【事業開始年度】平成3年度

平成24年度末農地保有面積（見込）及び25度末農地保有面積（計画）表中の（ ）内は件数

事項別		売買事業 (一時保有)	貸借事業 (管理)	合計
平成23年度末保有・管理農地		11,730 m ² (3件)	180,395 m ² (20件)	192,125 m ² (23件)
平成24年度	売渡農地面積	—	—	—
	貸借契約解除農地面積（見込）	—	△90,230 m ² (△10件)	△90,230 m ² (△10件)
	平成24年度新規実績	—	—	—
	年度末保有・管理農地	11,730 m ² (3件)	90,165 m ² (10件)	101,895 m ² (13件)
平成25年度計画事業整理規模		△3,398 m ² (△1件)	△17,000 m ² (△1件)	△20,398 m ² (△2件)
平成25年度末計画保有・管理農地		8,332 m ² (2件)	73,165 m ² (9件)	81,497 m ² (11件)

(3) 東京農業の産業力強化支援事業

農業経営のさらなる向上や新しい分野への挑戦、取引先の開拓などに取り組み、自らの農業経営を発展させようとする意欲ある農業者(個人、グループ等)に対して、財団内に「チャレンジ農業支援センター」設置して、支援ニーズに合わせて実務に明るいマーケティング、流通、経営、情報等の専門家を派遣して直接アドバイスを行う。

① 啓発事業

農業経営に関する意欲の増進を啓発するため、講演会等を開催する。(3カ所)

② 相談事業

相談窓口を設置するとともに直接訪問して、農業者が抱える多様な課題の相談に乗って課題の整理を行う。(50件)

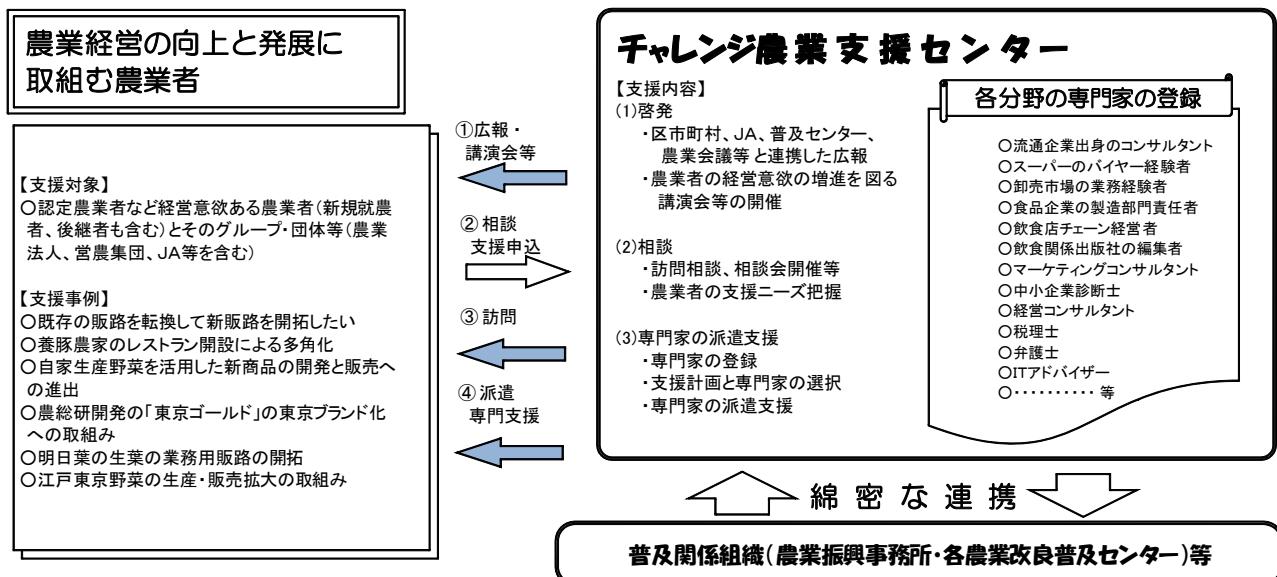
③ 専門家派遣事業

経営、マーケティング、流通、情報等の専門家を登録して、支援を希望する農業者やそのグループ等の課題解決に必要な専門家を派遣して支援する。(250件)

④ 業務推進委員会の開催

事業の効果的推進を図るため、業務推進委員会を開催する。(2回)

【チャレンジ農業支援センターによる支援のしくみ】



3 生産安定対策事業（その他の事業 1）

法律等に基づき、都民の消費生活を支えるとともに、野菜及び肉用牛農家に対する生産安定対策として、以下の事業を実施する。

（1）野菜価格安定対策事業

天候などの影響により、対象野菜の市場価格が保証基準額を下回った場合に生産者に対して価格差の補填を行う。そのための資金を国、都、町村、生産者が、それぞれ負担割合に応じ造成する。

【根拠法令】野菜生産出荷安定法(昭和41・7・1法律103号)

① 出荷予約数量：3,944.9トン（うちアシタバ90トンは都単独事業）

② 野菜価格差補給資金の造成及び管理

価格差補給交付金交付予約数量に基づき資金を造成し、補給交付金交付に伴う資金の管理運営を行う。

○ 国：独立行政法人農畜産業振興機構へ資金造成補助を行う。

○ 都：東京都農林水産振興財団へ資金造成補助を行う。

○ 町 村：東京都農林水産振興財団へ資金造成補助を行う。

○ 生産者：東京都農林水産振興財団へ資金造成を行う。

③ 補填対象野菜

8品目

こまつな、カリフラワー、ブロッコリー、ほうれんそう、

キャベツ、だいこん、にんじん、アシタバ（アシタバは都単独事業）

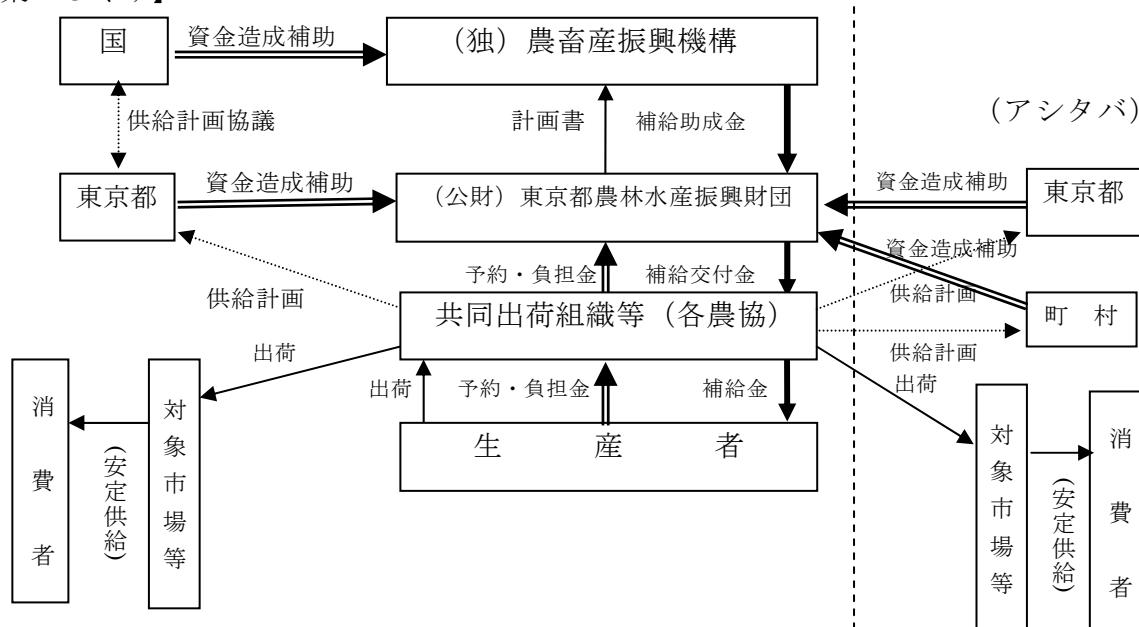
④ 積立予定額

(単位：千円)

区分	国庫事業	都単事業(アシタバ)
国庫助成金	(1/2) 37,757	0
東京都造成資金	(1/4) 18,879	(1/2) 4,178
町村造成資金	0	(1/4) 2,090
生産者造成資金	(1/4) 18,879	(1/4) 2,090
合 計	75,515	8,358

カッコ内は造成割合

【事業のしくみ】



(2) 畜産振興事業

① 肉用子牛価格安定対策事業

牛肉の輸入に係る状況の変化やBSE等の発生により肉用子牛の価格が低落した場合に、生産者に対して生産者補給金を交付することにより、肉用子牛の生産の安定及び肉用牛経営の安定的発展を図る。

ア 肉用子牛生産者補給金制度

肉用子牛の平均売買価格が、国が定めた保証基準価格を下回った場合に補給金を生産者に交付する。

【根拠法令】肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63・12・22 法律98号）

・生産者積立金の造成計画

（農畜産業振興機構1/2、都1/4、生産者1/4）（単位：円）

区分	計画（頭）	積立金額
黒毛和種	113	248,600
交 雜 種	21	105,000
乳 用 種	40	127,000
合 計	174	480,600

イ 肉用牛繁殖経営支援事業

肉用子牛生産者補給金制度を補完し、子牛価格が発動基準を下回った場合に差額の一部を補てんすることにより、繁殖経営の所得を確保し、肉用牛繁殖経営の安定に資する。

対象戸数 生産者補給金交付契約締結生産者 23戸

② 肉用牛肥育経営安定特別対策事業

販売した肉牛の平均粗収益が平均生産費を下回った場合にその差額の8割を上限として肥育農家に補てん金を交付することにより、牛肉として出荷するまでに相当の期間と経費がかかる肥育経営の安定を図る。

ア 補てん金の交付

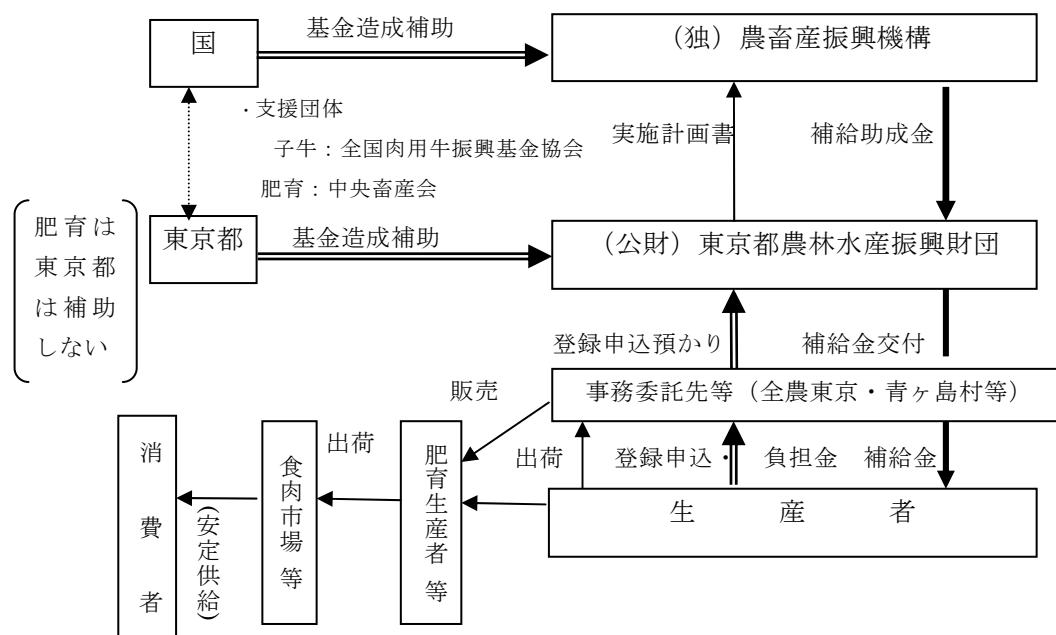
肥育牛1頭当たりの月毎の平均粗収益が月毎の平均生産費を下回った場合に補てん金を生産者に交付する。

イ 生産者積立金の造成計画

（農畜産業振興機構3/4、生産者1/4）（単位：円）

区分	計画（頭）	積立金額
黒毛和種	280	14,560,000
交 雜 種	15	1,800,000
乳 用 種	0	0
合 計	295	16,360,000

【事業のしくみ】



4 森林整備事業（公益目的事業3）

林業の低迷により手入れの行き届かない森林が増えている。こうした森林を整備するため、分収契約や森林整備協定などにより森林所有者や都市住民などと協働して森林を整備する。

（1）分収林事業

分収林契約に基づく保育計画により、既契約地の保育管理等を行う。また、平成25年度以降に契約満了を迎える契約地の材積調査等を行う。

なお、木材価格の低迷等により、収支の悪化が懸念されるため、平成19年度以降は新規契約を中止した。

① 二者分収林

ア 二者分収造林

保育計画に基づき保育作業を行う。

- ・契約地 6か所 13.38ha
- ・契約期間 50年間
- ・分収割合 土地所有者 30% : 財団 70%
- ・シカ被害対策（下刈 0.51 ha）

イ 二者分収育林

保育計画に基づき保育作業を行う。

- ・契約地 131か所 531.93ha
- ・契約期間 契約時～50年生もしくは80年生になるまで
- ・分収割合 土地所有者 20～40% : 財団 60～80%
- ・契約地の保育管理（間伐 19.88 ha）
- ・保育管理（見回り管理 505.87 ha）
- ・調査等（材積調査 12.86 ha、境界整備 12.90 ha、作業路改修 400m）
- ・25年度契約期間満了 4か所 19.05ha

② 三者分収育林

都民に森のオーナーとして育林費を負担してもらい、森林の整備を行う。

ア 契約の状況（平成2～9年度）

- ・契約地 8か所 74.85 ha
- ・森のオーナー数 753名（776口）
- ・契約期間 契約時～50年生になるまで
- ・契約期限 平成26年3月31日～平成33年3月31日
- ・分収割合 土地所有者 40% : 森のオーナー 50% : 財団 10%

イ 保育計画に基づき契約地の保育管理を行う。

- ・見回り管理 69.84 ha（7か所）

ウ 契約満了による分収林地の処理を行う。

- ・人里の森 5.01ha
- ・森のオーナー数 54名 (55口)
- ・契約期限 平成26年3月31日

(3) 分収林事業処理対策事業

平成22年度から26年度に分収契約が満了となる分収林地の処理については、平成22年度に、東京都との出えん契約による分収林経営安定基金を造成しており、これにより分収林の円滑な処理を行う。

分収育林契約の処理計画及び実績

(上段：面積【ha】、下段：件数)

市町村名	処分計画及び実績						摘要
	H22	H23	H24	H25	H26	計	
奥多摩町	1.81	8.15		12.38	8.32	30.66	
	1	2		2	2	7	
青梅市		2.54			2.12	4.66	
		2			1	3	
あきる野市			0.66			0.66	
			1			1	
日の出町							
檜原村	1.13		30.68	11.68	2.42	45.91	H25年度には「三者分収」を含む
	1		6	3	2	12	
八王子市							
計	2.94	10.69	31.34	24.06	12.86	81.89	
	2	4	7	5	5	23	

※H22～H24年度は実績。H25年度～H26年度は計画。

※全体23件のうち22件は二者分収育林契約、1件は三者分収契約(H25檜原村)。

(4) 奥多摩・昭島市民の森

昭島市にオーナーとして造林費を負担してもらい、森林の整備を行う。

ア 契約地（奥多摩町氷川字大沢入）の概要

- ・契約面積 1.44 ha
- ・契約期間 平成16年5月1日から平成67年4月30日まで
- ・分割割合 土地所有者30%：財団35%：緑化協力者35%

イ 契約地の保育管理

- ・見回り管理

ウ その他

- ・イベント調整

⑤ 航空電子グループの森

企業にオーナーとして造林費を負担してもらい、森林の整備を行う。

ア 契約地（奥多摩町氷川字大沢入）の概要

- ・契約面積 1.33 ha
- ・契約期間 平成16年6月18日から平成67年3月31日まで
- ・分收割合 土地所有者30%：財団35%：緑化協力者35%

イ 契約地の保育管理

- ・見回り管理

ウ その他

- ・イベント調整

（2）都民との協働による森林づくり事業

都民や企業、自治体等との協働による森林整備を推進するため、森林整備協定や受託により森林づくり事業を実施する。

① 二俣尾・武蔵野市民の森

武蔵野市、森林所有者、財団の三者で締結した森林整備協定に基づき、森林の保育管理及び啓発事業等を受託して行う。

ア 整備地の概要

- ・協定地 青梅市二俣尾
- ・整備面積 7.02 ha
- ・協定期限 平成23年4月1日から平成28年3月31日

イ 森林保育管理（間伐、枝打、間伐材利用促進等）

ウ 啓発事業（武蔵野市民向けの講座）の運営（年4回）

エ 協議会の開催（年1回）

② 奥多摩・武蔵野の森

平成16年度に武蔵野市、奥多摩町、財団の三者で締結した森林整備協定に基づき、森林整備を行う。

ア 整備地の概要

- ・協定地 奥多摩町氷川字逆川のシカ被害地
- ・整備面積 3.30 ha
- ・所有者 氷川保善会

イ 整備の概要

- ・協定期限 平成17年3月14日から平成26年3月31日まで10年間
- ・植栽樹種 広葉樹

ウ 整備地の保育管理

- ・シカ柵等の見回り管理
- ・歩道の改修等
- ・植生調査

- ・運営委員会の開催（年2回）

③ 都有保健保安林の利用調整等業務

東京都八王子市にある木下沢都有保健保安林に係る以下の業務を東京都から受託し、都民向け情報発信とともに、森林ボランティアグループの活動を支援する。

ア 業務内容

- ・都民等への情報の提供
- ・森林整備に協力する団体等に対する指導と調整
- ・森林整備に供する資材等の提供
- ・規模 11.70 ha

（3）都行造林事業

模範的な森林整備を進め、水源涵養、国土保全、森林の公益的機能を確保するとともに、林業関係者の造林意欲の向上や林業労働者の雇用の確保等により地域林業を振興するため、東京都が行う都行造林事業のうち、多摩地域の 999.60ha の維持管理を東京都から受託し、施業計画に基づき保育管理や都の処分方針に基づく事務処理を行う。

① 事業内容

- ア 保育施業の委託(施業計画に基づき保育等を行う)
- イ 造林地の管理
- ウ 造林地契約事項に係る事務処理
- エ 造林地台帳の整理
- オ 造林処分地の調査

② 対象林

造林事業名	施業面積(ha)	H25年度施業内容
御大典記念	83.96	標柱整備・境界刈払・歩道整備
紀元2600年記念	100.62	標柱整備・境界刈払・歩道整備
御成婚記念	333.11	間伐・標柱整備・境界刈払・歩道整備
オリンピック記念	139.60	標柱整備・境界刈払・歩道整備
多摩森林育成	342.31	間伐・枝打・標柱整備・境界刈払・歩道整備
合 計	999.60	

(3) 処分状況

年度	年度当初施業面積	契約解除など処分状況
23	1,073.17ha	処分面積 6.01ha (2600 年記念 2.5ha 御成婚記念 3.3ha 多摩森林育成 0.21ha) <うち花粉事業による処分 5.8ha>
24	1,067.16ha	処分面積 67.56ha (御成婚記念 67.56ha) <うち花粉事業による処分 37.56ha>
25 見込	999.60ha	処分面積 36.03ha (御成婚記念 10.32ha 2600 年記念 25.71ha) <うち花粉事業による処分 36.03ha>

※ 施業面積は、除地を除く管理面積のことであり、契約面積とは一致しない。

※ 処分面積は、契約解除をした面積として契約面積を記載している。

(4) 花粉発生源対策事業

都からの出えん金と国からの補助金、募金等を活用してスギ林等を主伐し、伐採跡地に花粉の少ないスギ等を植栽する。また、伐採した木材を販売することで木材需要を喚起し東京の林業の活性化を図るとともに、都民や企業等と連携し、花粉の少ない森づくり運動を進める。

なお、募金収入の伸びが鈍化したことや伐採契約などが増大したため、平成24年度から100haの主伐契約面積を80haに見直した。

① スギ林等の伐採・搬出及び植栽・保育

森林所有者等と財団で立木の買取りとその後の森林整備を定めた契約を締結し、スギ林等を財団が伐採・搬出する。伐採跡地には花粉の少ないスギ等の苗木を植栽し、植栽後20年間又は30年間の保育経費を財団が負担する。

・主伐契約面積の計画及び実績、伐採実績（単位：ha）

年 度	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	計
計 画	25	50	80	100	100	100	80	80	80	80	775
契約実績	29	52	61	74	92	80	82*				(470)
伐採実績	2	25	12	50	13	75	30**				(207)

(*見込) (**2月末実績)

② 貯木場の管理運営

伐採した木材を貯留・仕分けるため、平成20年度に設置した貯木場（青梅市）の管理運営を委託して行う。

- ・所在地：青梅市新町6丁目（都有地、旧畜産試験場）
- ・敷地面積：13,584 m²
- ・貯木面積：約 11,000 m²（格納庫兼管理棟、駐車場を除く）
- ・格納庫兼管理棟：1棟（管理室の内装材に多摩産材を使用）

- ・作業機械：グラップル付ホイールローダ（1台）、グラップル付トラック（1台）
フォークリフト（2台）

③ 木材の販売

事業で伐採した木材を販売する。

- ・販売計画 (単位: m³)

区分	24年度見込	25年度計画量
A材（建築用）	13,200	6,150
B材（合板用）	2,800	6,150
C材（チップ用）	12,000	8,200
計	28,000	20,500

④ 花粉の少ない森づくり運動

東京都と連携して、都民や企業等への募金活動や「森づくり支援俱楽部」を通じて、花粉の少ない森づくりへの理解・協力を求めるとともにその普及啓発に努めている。

ア 企業の森

事業に賛同する森林所有者、企業・団体と森林整備に関する10年間の協定を締結して、企業・団体に花粉募金、森林整備費等相当額を寄附してもらう。企業・団体は、社員研修などの場として活用できる。

なお、平成25年度の「企業の森」の新規契約数は2件を計画している。

<「企業の森」契約締結実績>

	協定名称	年度	面積(ha)	所在
1	「企業の森・東芝（御岳）」	19	4.72	青梅市御岳
2	「東芝府中・日の出の森」	19	1.75	日の出町大久野
3	「武藏野水道・時坂の森」	19	3.21	檜原村本宿
4	「企業の森・黒田電気（青梅）」	19	0.65	青梅市裏宿町
5	「企業の森・NTTコムウェア（青梅）」	20	3.14	青梅市柚木町
6	「企業の森・エムオーテック（あきる野）」	20	3.56	あきる野市小和田
7	「企業の森・東芝府中（青梅）」	21	3.17	青梅市成木
8	「企業の森・ネツツトヨタ多摩（青梅市成木）」	21	2.47	青梅市成木
9	「新宿の森 あきる野（企業の森）」	21	3.73	あきる野市戸倉
10	「サントリー天然水の森 奥多摩」 (企業の森・サントリー（檜原）)	21	13.00	檜原村人里
11	「企業の森・いなげや（青梅）」	22	0.93	青梅市富岡
12	「企業の森・東栄住宅（あきる野）」	22	2.89	あきる野市小和田
13	「企業の森・カナデン（青梅）」	22	0.46	青梅市柚木町

14	「美しい多摩川フォーラムの森（青梅）」	22	1.59	青梅市柚木町
15	「東京都交通局・100年の森（青梅）」	23	1.25	青梅市富岡
16	「企業の森・社団法人青梅法人会（長淵）」	23	1.61	青梅市長淵
17	「企業の森・リコーエクスティクスグループ（御岳）」	23	1.76	青梅市御岳
18	「日野自動車 70周年の森（御岳）」	24	2.29	青梅市御岳
19	「企業の森・清和綜合建物（御岳）」	24	0.45	青梅市御岳
24年度末合計		19件	52.63	

イ 募金、森づくり支援俱楽部

・募金目標額 1億円

・森づくり支援俱楽部

会費は、花粉の少ない森づくりの普及・啓発活動に充てる。

<平成24年度末現在会員数>

・個人会員 217名 (正会員 173名・サポート会員 44名)

・法人会員 20団体 (賛助会員 8団体・特別会員 12団体)

(5) 木質バイオマス事業

「カーボンマイナス東京 10年プロジェクト」の一環として、花粉材チップ（スギ花粉症発生源対策の主伐現場から搬出される原木のうち、建築材、合板に向かないものが原料であるチップ）を東京都下水道局に供給することにより、下水汚泥の焼却時の都市ガス使用量を減らし、二酸化炭素の排出削減を図る。

① 年間供給量 1,800 (t)

(単位:t)

供給先	平成23年度			平成24年度(※)		平成25年度
	計画	実績	執行率	計画	実績	計画
下水道局	1,300	336	26%	1,300	1,379	1,550
もえぎの湯	—	25	—	—	211	250
合計	1,300	361	28%	1,300	1,590	1,800

(※) 24年度数値は25年2月末日までの実績、23年度は、震災による集塵機補修及び焼却灰に原発事故由来の放射性物質が検出されことによる灰発生抑制のため5月～11月まで搬入を休止。

② 供給先

東京都下水道局 多摩川上流水再生センター（昭島市）

もえぎの湯（奥多摩町）

③ チップ製造施設等の概要

ア 設置場所

東京都西多摩郡奥多摩町冰川 1074 番外

イ チップ製造機械一覧

・木材チッパー	1 台	・グラップルローダ	1 台
・ホイールローダ	1 台	・チップ運搬車両	1 台
・工場建屋	1 棟	(188.5 m ²)	

(6) 森林を守る都民基金事業

① 森林総合利用事業

森林を活用して、都民が自然に親しみ、都市と山村の交流を深めることにより、都民参加の森づくりを推進するため、「森林を守る都民基金」の果実を活用し、各種事業を企画し、実施する。

ア 森林とのふれあいの場の提供

- ・森林を活用した体験学習の開催等
 - 森林浴登山 6 回
 - 森林ふれあい教室 3 回
 - 収穫体験とハイキング 1 回
 - 森林づくり親子キャンプ 1 回
- ・森林・林業に関する情報提供（森林、林業の普及 P R）

イ 東京木づかい運動の展開（木材利用促進）

多摩産材などの広報 P R（イベント参加、パンフレット作成）と利用促進

② 林業労働力就労安定事業

安定した林業労働力を確保するため、「森林を守る都民基金」の果実を活用し、就労安定対策事業を実施する。

ア 現場技術者等育成事業

- ・林業技術者交流会（12 回）及び先進地視察研修会（1 回）
- ・林業機械講習等受講費の助成（35 件）

イ 林業労働災害未然防止事業

- ・林業事業体に対し、労働災害の未然防止を図るための検査診断費用助成（50 件）

(7) 情報提供・普及啓発事業

① 東京の森と木WEBサイト運営事業

東京都、多摩地域の自治体や森林や林業に関する団体が構築したWEBサイトの管理・運営を受託し、都民への森林・林業の普及啓発、木製品・特産品等の情報を総合的に発信する。

5 緑の募金・緑化推進事業（公益目的事業4）

緑の募金による森林の整備・街の緑化と東京を緑豊かな都市とするための緑化を推進する。

（1）緑の募金事業

全国の緑の募金運動と連携し、自治体、団体、企業、学校等から募金を募り、普及啓発、森林の整備、都市緑化の推進を図る。

① 緑の募金活動【緑の募金会計】

目標額	50,000千円
期間	春期：3月1日～5月31日 秋期：9月1日～10月31日
方法	家庭募金、街頭募金、職場募金、学校募金、企業募金、その他
募金活動強化策	<p>ア 一般募金</p> <p>① 募金協力団体等との情報交換やネットワークの強化を図り 増強に努める。</p> <p>② 積極的に各種イベントに参加し、PR及び募金への協力を 呼びかける。</p> <p>③ 緑の募金に売上金の一部を募金する自動販売機の設置を拡大する。</p> <p>イ 事業指定募金</p> <p>企業等へ事業指定募金による森林整備事業への協力を働きかける。</p>
協力団体	区市町村（町会・自治会等）、公・私立学校、ガールスカウト、 ボーイスカウト、森林パトロール隊、JA東京、森林木材関係団体、 東京都及び東京都関係団体、その他企業、個人、 NPO法人森づくりフォーラム

② 普及啓発活動

- ア 緑化運動ポスター原画・標語募集及び原画・標語展の開催
対象：小・中・高校生等
- イ 「緑の募金実績」の発行（年1回）
- ウ 緑の募金PRコーナーの設置（1か所）による広報宣伝活動
- エ 緑の募金強化宣伝：都営交通車内広告（4月）
- オ イベント事業への協賛：みどりの感謝祭、緑の募金街頭キャンペーン等
- カ 募金活動の推進
 - ・募金協力団体による緑化推進事業への助成金交付
 - ・募金協力団体への募金資材の配布（緑の羽根・募金箱・ポスター・チラシ等）

③ 森林の整備・緑化推進事業

森林や樹木のもつ水源かん養、環境保全等様々な機能をより発揮させるために森林を整備するとともに、山村住民と都市住民との交流を図り、森林・林業に対する理解を深める。また、区市町村及びボランティア団体等に助成することにより、街や学校・福祉施設などの緑化を促進する。

ア 緑の募金公募事業

ボランティア団体等が実施する森林整備等への助成 20 団体

イ 自治会・企業等の森林づくり事業 2 団体

ウ グリーンプラン事業

・区市町村等が実施する地域緑化や森林整備等への助成 40 団体

・社会公共施設緑化(学校、福祉施設等の緑化への助成) 10 カ所

エ 奥多摩共生の森事業

事業賛同者から預かった募金と奥多摩町負担金により、森林整備を図る。

・所在地 奥多摩町氷川字大沢入

・契約面積 11.13ha

・施業内容 見回り管理等を実施

オ 共生・協働の森事業

事業賛同者から預かった募金に基づき、健全な森林の育成を図る。

・所在地 青梅市成木8丁目

・協定面積 0.54ha

・施業内容 下刈り等保育管理、募金者対象の体験イベントを実施

カ 緑の募金森林整備等事業

・学校環境緑化モデル事業等国土緑化公募事業の活用による緑化・森林整備の促進 (1か所)

キ 区市町村への苗木配布

・企業から苗木の寄贈を受け、区市町村緑化事業へ配布

ク グリーンハートプロジェクト

企業からの寄付により、豊島区において植樹を行う。

(2) 苗木生産供給事業

公共事業や公共施設などの緑化推進に寄与するため、市街化区域内の農地を活用した緑化用苗木の生産供給を行っている。東京都から業務を受託し、苗木の購入、栽培管理及び掘取運搬を実施する。

【根拠法令等】 東京における自然の保護と回復に関する条例（平成 12 年 条例 216）

緑の東京 10 年プロジェクト（平成 19 年 6 月）など

① 苗木の購入計画

ア 購入本数 300 千本

イ 購入樹種 48 種

② 苗木の栽培管理委託計画

市街化区域内の農家に苗木の栽培管理を委託し、2~4 年間育成する。

ア 栽培本数 745 千本（平成 20~24 年度購入分）

イ 委託面積 21.0ha

ウ 委託契約 11 JA（うち掘取運搬を含めた委託契約：5 JA）

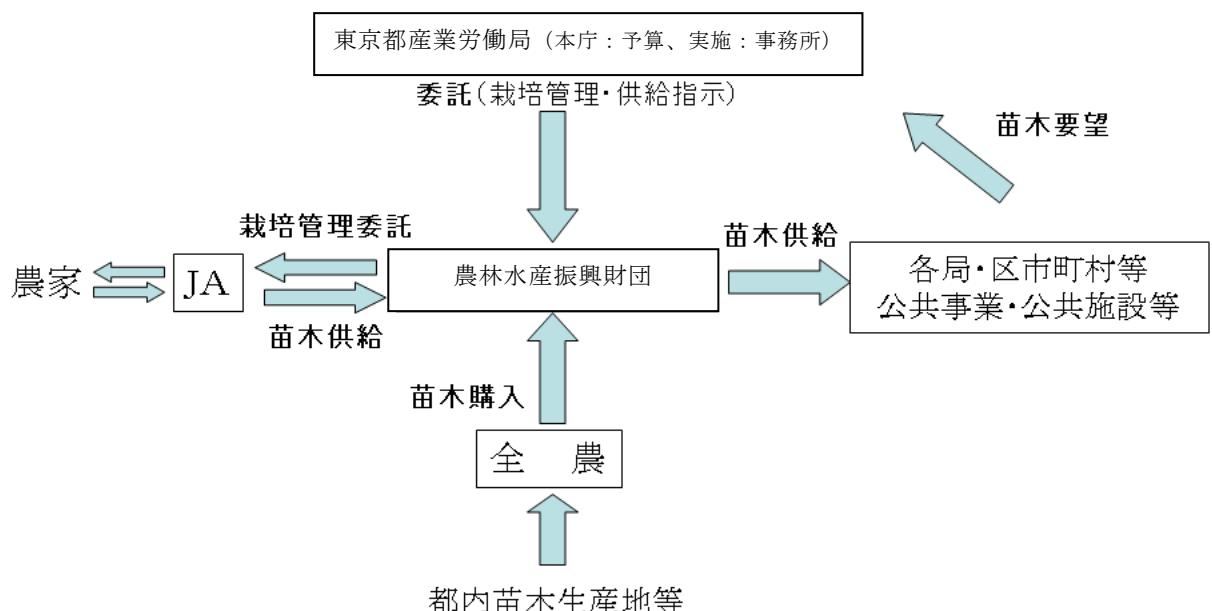
③ 苗木の供給計画

東京都の指示に基づき、都や区市町村等の公共事業、公共施設等に供給する。

ア 供給本数 300 千本

イ 供給樹種 48 種

【事業のしくみ】



6 試験研究・成果還元事業（公益目的事業5）

（1）農林総合研究センター事業

東京都から業務を受託し、東京の農林業や食品産業の振興を図るため、調査・試験・研究を行うとともに、東京都の行政・普及部門との連携を図りながら、都民や生産者等に対する技術支援や情報提供を行う。

① 試験研究事業

〔研究企画室〕

都民や生産者の多様なニーズを的確に捉え、現場要望を反映させた研究方針を策定する。また、研究センターの効率的かつ効果的な運営のため、研究の進行管理と評価、产学公連携研究などの連絡調整並びに研究資源（研究人材・フィールドなど）を活用した研究推進を行う。さらに、成果や各種情報の受発信も積極的に行う。

- ア 試験研究の効率的な運営・管理
- イ 外・内部評価委員会の開催（4回）
- ウ 研究発表会（1回）
- エ 農業技術研修生の受入れ（9名）
- オ 各種研究報告書の発行

〔園芸技術科〕

都民に良質な地場農産物を効率的かつ安定的に提供するため、収益性の高い農産物の安定生産技術、省力生産技術、新資材を活用した高品質化技術などを開発する。

また、健康、癒し、美味しさなど、都民のニーズに応える新たな特性を持つ園芸作物等をバイオテクノロジーなどの技術を活用して育成し、東京ブランド品としての商品性を高める。

- ア バイオテク技術等を利用した東京特產品種の育成〔研究課題 6テーマ〕
- イ 高品質・高付加価値農作物の育成〔研究課題 2テーマ〕
- ウ 園芸作物の生産性向上技術開発〔研究課題 5テーマ〕
- エ 農産物の安全性確保技術の開発〔研究課題 1テーマ〕

〔生産環境科〕

食の安全性を確保するため、化学農薬のみに依存しない病害虫管理技術や、農産物中の農薬残留低減技術などを開発する。また、農畜産業および都市からの廃棄物を有効な資源に転換するための利用技術を開発する。さらに、将来にわたる持続可能な農業生産基盤を維持するため、施肥技術の合理化により農作物中の成分の適性化を図るとともに土壌、地下水への環境負荷を低減する。

- ア 農産物の安全性確保技術の開発〔研究課題 2テーマ〕
- イ 病害虫総合管理技術（IPM）の開発研究〔研究課題 4テーマ〕
- ウ 土壌総合管理技術及び農作物の機能性成分解明〔研究課題 5テーマ〕

[畜産技術科]

畜産物の安定供給と安全性を確保し、都内畜産経営の発展を図るため、東京特産畜産物の生産性向上ならびに品質向上技術並びに性判別された優良な受精卵の効率的生産技術を開発する。環境対策では畜産排水からのリンの回収を行い、下水排水への負荷を軽減する。

- ア 高品質・高付加価値農作物の育成 [研究課題 1テーマ]
- イ 畜産の生産性向上技術開発 [研究課題 6テーマ]
- ウ 農産物の安全性確保技術の開発 [研究課題 1テーマ]
- エ 有機資源管理・利用技術の開発 [研究課題 1テーマ]

[緑化森林科]

緑あふれる東京の実現に向け、ヒートアイランド対策や都市環境改善を図るため、屋上や街路といった狭小スペースを有効活用する都市緑化技術を開発する。

また、森林の再生・保全や森林産業を育成するため、多面的機能の高い豊かな森づくりや、シカ被害対策、効率的な集材方法の技術開発等を進める。

- ア 緑化植物を活用した都市環境改善技術の開発 [研究課題 2テーマ]
- イ 豊かな森づくり技術の開発 [研究課題 4テーマ]

[江戸川分場]

地域特産作物の安定した生産や都市型の高度集約農業を展開する江東地域の農業生産の振興を図るため、コマツナなどの軟弱野菜の生産安定技術、パンジー・ポインセチアなどを鉢花・切り花利用するまでの生産安定・商品性向上技術を開発する。

- ア 江東地域における高度集約型園芸技術の開発 [研究課題 3テーマ]

[食品技術センター]

安全・安心な食品づくりを支援するため、新技術の開発や健康増進につながる機能性成分に関する研究を進め、都民の食の安全と食生活の充実に資する。

また、地域産業の活性化を図るため、地域の農水産物資源を有効活用する技術や東京ブランド食品を開発する。

- ア 食の安全性確保技術と機能性食品の開発 [研究課題 3テーマ]
- イ 地域の資源を活用した食品開発 [研究課題 5テーマ]

② 受託・共同研究事業

農林総合研究センターが持つ現場に密着した試験研究の蓄積を活かし、生産現場の課題解決や政策課題の実現をめざした研究を推進するため、研究センターの研究資源を活用し、都や国、民間からの受託研究を推進する。25年度は新たに、「施設園芸生産に係る先端的技術基礎調査」や「PPV緊急防除区域におけるウメの早期成園化技術の実証試験」を都から受託する。

また、公設試験研究機関として農林総合研究センターの研究力を向上させるため、競争的資金などの外部資金を活用して、企業・大学・国の独立行政法人研究機関などと連携し共同研究（25件）を行う。農商工連携研究など分野横断的な研究開発にも積極的に取り組む。

③ 調査・分析等業務

東京都が定める要領等に基づき、農畜産物の成分や農薬残留などのモニタリング調査業務などを実施し、その結果を都に報告する。

ア 高品質畜産物普及定着事業

受精卵移植を行う中核的な技術者等の養成を行うため講習会を開催する。また、牛群検定組合加入農家を対象に乳成分分析結果に対する指導を実施する。

イ 畜産環境対策事業

畜舎排水の分析調査を行い、畜産農家の水質汚濁防止に関する状況を報告する。

ウ 農産物安全確保調査分析事業

都内産農産物の残留農薬分析および放射性物質の測定（300検体）を行い、安全確保のためのデータを提出する。また、特別栽培認証農作物の農薬使用実態や残留状況を分析調査し、報告する。

エ 農薬適正指導強化事業

農薬を適正に使用した場合の農作物や土壤中の残留性等の追跡調査を実施し、農薬の安全性を確保するための基礎資料を提出する。また、東京特産作物に対する農薬の効果・残留試験を実施し、登録拡大に向けた資料を作成する。

④ 都内産農産物の放射能対策に関する調査研究事業

放射能に対する都内産農産物の安全性の確立を図るため、都内の土壤及び農産物のモニタリング調査を実施するとともに、農産物における放射性物質の吸収特性を把握する。また大島アシタバで発生した汚染の原因究明と対策について試験・調査を実施する。

⑤ 技術相談・依頼試験・試験機器の利用公開

生産者等からの技術相談に応じるとともに、依頼を受け、分析等の業務を行う。

また、食品技術センターの研究設備を貸し出して、食品企業等の研究開発に資する。

- ・技術相談 1,100 件
- ・依頼試験 448 件
- ・試験機器利用 810 件

〈研究施設の概要〉

立川庁舎、青梅庁舎、江戸川庁舎、日の出試験林および食品技術センターの各施設で試験研究を行う。

施 設 名	建 物 面 積	土 地 面 積
立川庁舎	11, 564. 14 m ² (36 棟)	149, 884. 23 m ²
青梅庁舎	10, 519. 33 m ² (77 棟)	258, 409. 44 m ²
江戸川庁舎	2, 870. 98 m ² (12 棟)	19, 772. 75 m ²
日の出庁舎	<75. 64 m ² (6 棟)>	127, 448. 56 m ²
食品技術センター	1, 906. 21 m ² (秋葉原庁舎 1 階の一部および 6~8 階)	

(2) 農林水産資源拡大事業

種畜、種苗などの農林水産資源を生産・配付して、農林水産業振興に資するために以下の事業を実施する。

① 栽培漁業センター事業

東京都から業務を受託し、島しょ地域の磯根資源の維持増大を図り基幹産業の漁業を支援するため、アワビ・サザエ種苗の生産・配付を行う。

なお、平成23年国内でアワビ類の感染症（キセノハリオチス症※）が確認されたため、国は「キセノハリオチス症防疫ガイドライン」を策定して全国的なまん延防止を図っており、東京都において検査を行ったところ、天然域及び栽培漁業センターのフクトコブシに保菌が確認された。このため、ガイドラインに基づく都の方針によりフクトコブシへの知見（病原性等）が整うまで種苗の生産・配付を行わない。

ア 種苗生産

平成25年度種苗生産・配付規模

アワビ	配付	種苗 24.74万個の配付
	生産	26年度配付用種苗の採卵・飼育
サザエ	配付	種苗 95.94万個の配付
	生産	26年度配付用種苗の採卵・飼育
フクトコブシ	配付	休止
	生産	休止

イ 施設管理

栽培漁業センターの施設の維持管理を行う。

ウ 試験研究

健康で活力ある種苗の育成技術開発に係る研究等を行う。

- ・オキシダント海水等による洗卵がアワビ類受精卵の発生に与える影響等

※キセノハリオチス症(OEA(国際獣疫事務局)リスト疾病。)は、アワビ類(クロアワビ、エゾアワビ、メガイアワビ、トコブシ等)以外の魚介類には感染せず、人にも感染しない。17℃程度以上の水温で発症し、摂食障害、衰弱、足筋の委縮などの症状が出る。国内では平成23年3月に初めて鳥取県で確認された。

② 奥多摩さかな養殖センター事業

東京都から業務を受託して冷水性魚類の種苗を生産し、河川漁協や養殖漁協などへ配付することによって、内水面の水産資源を維持するとともに、内水面漁業者の経営の安定化及び地域産業の活性化に資する。また、生産する種苗の質の維持向上及び魚病対策を行う。

ア 種苗生産

ニジマス、ヤマメ、イワナ、奥多摩やまめの種苗を生産・配付する。

平成25年度生産・配付規模

品 種	配 付 数
ニジマス	稚魚 25万尾、発眼卵 21万粒
ヤマメ	稚魚 24万5千尾、発眼卵 100万粒
イワナ	稚魚 1万尾、発眼卵 10万1千粒
奥多摩やまめ	稚魚 2万尾、発眼卵 9万粒

上記に関わる養殖の技術指導を行う。

奥多摩やまめの振興に関する技術開発及び普及を行う。

イ 施設管理

奥多摩さかな養殖センターの施設（入川、海沢の2箇所）の維持管理を行う。

③ 青梅畜産センター事業

東京都からの補助を受けて、安全で高品質な肉や卵を都民に供給するため、畜産農家に対して「トウキョウX」、「東京しゃも」、「東京うっこけい」等の種畜の生産・配付を行う。

また、これらの畜産物の生産拡大を図るための技術指導、飼育農家の開拓や都民消費の拡大、畜産業に対する啓発活動等（家畜とのふれあいや食農教育）も併せて実施する。

なお、農林総合研究センター畜産技術科と協力して青梅庁舎における鳥インフルエンザや口蹄疫などの家畜伝染病への予防対策を強化していく。

ア 種畜生産・配付

平成25年度種畜配付規模

種畜の種類		配 付 数
トウキョウX	種豚	雄 40頭・雌 120頭
東京しゃも		24,000羽
ロードアイランドレッド		1,000羽
東京うっこけい		14,000羽
受託孵化	種卵	50個

上記に関わる飼育技術・衛生管理指導を行う。

イ 施設管理

青梅畜産センターの施設の維持管理を行う。

- ・建物面積 2,135.88 m²
- ・土地面積 5,409.45 m²

(3) 環境保全型農業の推進事業

有機農業などの環境と調和した環境保全型農業を推進するため、優良堆肥の生産配布を通じ、堆肥づくりや堆肥の利用等について広報・普及を図る。

① 有機農業堆肥センター事業

財団の自主事業として、東京都からの補助を受けて優良堆肥を生産し、堆肥を有効に活用する農業者や有機農法の実践農家等へ有償配布する。

また、堆肥の生産、利用等の情報交換を図り、積極的に施設・技術を公開し、循環型社会の仕組みづくりや環境と調和した農業の推進に役立てる。

なお、堆肥の安全性の確認と供給先農家に安心して使用してもらえるよう、生産した堆肥の放射性セシウムを定期的に測定する。

ア 堆肥生産目標量 465 t

イ 堆肥供給目標量 465 t

ウ 優良堆肥生産技術の実証、視察・研修の受け入れ、情報交換、講習会の実施

III 法人管理

1 評議員・評議員会

- (1) 評議員 11名以上21名以内
- (2) 評議員会の開催（定例1回：6月下旬）

2 理事・理事会

- (1) 理事 7名以上9名以内
- (2) 理事会の開催（定例3回：6月上旬、11月下旬、3月下旬）

3 内部管理の推進

- (1) コンプライアンスの徹底
 - ①管理部門
 - ・安全衛生年間計画の着実な実施による労働災害の未然防止
 - ・汚職防止委員会の定期的開催等による汚職等非行の未然防止
 - ②経理部門
 - ・自己点検及び自己検査の実施による経理事務処理の適正性確保
 - ・予算執行管理の徹底及び契約事務改善
 - ③企画部門
 - ・コンプライアンス委員会の開催による各種取組みの進行管理
 - ・リーガルチェックの適宜実施（事業運営上の法的課題に対する顧問弁護士への相談実施）
- (2) 中長期的な視点に立脚した事業進行管理
 - ・中長期的な重要課題への着実な取組み
- (3) 固有職員の育成
 - ・中核的人材への育成に向けた研修の充実、ジョブローテーションの実施
- (4) 危機管理対応能力の向上
 - ・B C P等に基づく訓練実施による脆弱性の把握と改善
 - ・鳥インフルエンザ対策訓練の継続実施

IV 参考資料

1 組織の概要

(1) 機構

財団の機構は、3つの法定機関と1つの任意機関で構成されており、その組織及び任務は次のとおりである。

また、東京都知事からの指定を受け、6つの指定法人として事業を実施している。

<法定機関>

① 評議員会

すべての評議員をもって構成し、理事及び監事の選・解任、常勤理事の報酬の総額、貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認の他、法令や定款で定められた事項を決議する。

- (1) 評議員人数：11名以上21名以内
- (2) 定例評議員会：年1回（6月下旬）

② 理事会

すべての理事をもって構成し、業務執行の決定、理事の職務の監督、代表理事・業務執行理事の選定・解職、事業計画書及び収支予算の承認の他、法令や定款で定められた職務を行う。

- 理事長・・・財団を代表し、その業務を遂行する。
- 業務執行理事・・・理事長を補佐する。
- 理事・・・理事会を構成し、職務を遂行する。

- (1) 理事人数：7名以上9名以内
- (2) 定例理事会：年3回（6月上旬、11月下旬、3月下旬）

③ 監事

財団の業務及び財団の状況、ならびに理事の職務の執行を監査し、監査報告書を作成する。

必要がある場合は、評議員会・理事会で報告する。

- (1) 監事人数：1名以上2名以内

<法令による指定法人>

① 東京都青少年農業者等育成センター

「青年等の就農促進のための資金の貸付等に関する特別措置法」（平成7年2月）に基づき、新規就農者及び就農希望者を雇用・育成していくとする農業法人等に対し、就農に必要な資金（「就農支援資金」）の貸付を行う法人。

当財団は、事業を実施する都内唯一の機関として東京都知事からの指定を受けている（平成8年4月）。

② 東京都林業労働力確保支援センター

「林業労働力の確保の促進に関する法律」（平成8年5月）に基づき、林業への就業の円滑化、認定事業主による雇用管理の改善及び事業の合理化を推進するため、研修や求人の委託募集、林業就業資金や高性能林業機械の貸し付け及び就労希望者に対する相談・指導などの支援を行う法人。

当財団は、事業を実施する都内唯一の機関として東京都知事からの指定を受けている（平成10年4月）。

③ 農地保有合理化法人

「農業経営基盤強化促進法」に基づき、離農農家や規模縮小農家等から農地を買入れ又は借り入れ、規模拡大による経営の安定を図ろうとする農業者に対して、農地を効率的に利用できるよう調整した上で、農地の売渡し又は貸付けを行う事業主体として位置付けられた法人。

当財団は、事業を実施する都内唯一の機関として東京都知事からの指定を受けている（平成3年6月）。

④ 東京都野菜価格安定法人

「野菜生産出荷安定法」に基づき、指定野菜事業等の適正な実施を図るため、野菜価格の安定を目的として都道府県の区域を単位として設立された法人。

当財団は、事業を実施する都内唯一の機関として東京都知事からの指定を受けている（平成3年3月）。

⑤ 東京都肉用子牛価格安定基金協会

「肉用子牛生産安定等特別措置法」に基づき、肉用牛生産者補給金制度の運営を確実かつ円滑に実行し、肉用牛生産農家が生産者補給金交付契約を締結する法人を明確化するため、都道府県の区域を単位として設立された法人。

当財団は、事業を実施する都内唯一の機関として東京都知事からの指定を受けている（平成15年4月）。

⑥ 東京緑化推進委員会

「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」に基づき、緑の募金の健全な発展と併せて緑化運動を推進するため、都道府県の区域を単位として設立された法人。

当財団は、事業を実施する都内唯一の機関として東京都知事からの指定を受けている（平成10年4月）。なお、当委員会の業務の運営に関する重要事項を調査審議する「緑の募金運営協議会」を年2回開催している。

<指定管理者制度に基づく事業受託>

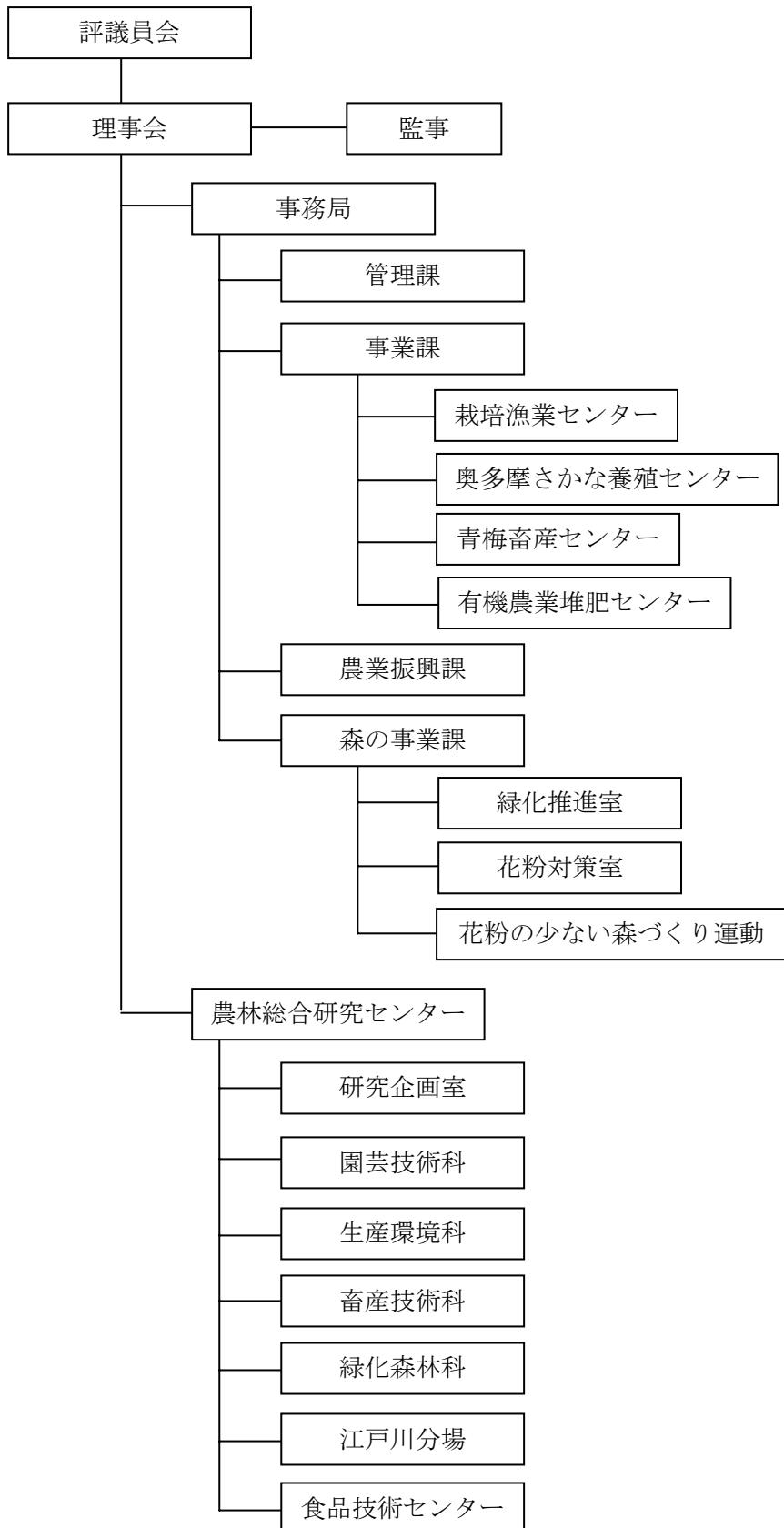
① 東京都立食品技術センター

東京都より指定管理者としての指定を受け、東京都立食品センター事業を受託している。

【受託期間】 平成18年4月1日～平成23年3月31日（5年間）

平成23年4月1日～平成28年3月31日（更新5年間）

(2) 組織



(3) 職員数

(単位：人)

所属		管理 課	事 業 課	農 業 振 興 課	森 の 事 業 課	農 総 研	合 計
財 團 固 有	職 員	8	6	6	2	2	24
	任期付契約職員 (嘱託員)	5	6	3	6	22	42
	計	13	12	9	8	24	66
都 派 遣	職 員	7	16	3	20	81	127
	再 雇 用	0	1	0	0	0	1
	計	7	17	3	20	81	128
合 計		20	29	12	28	105	194

※ 理事長を除く

(平成25年4月1日付配置数)

2 事業計画総括表

(単位：千円)

事業区分	事業明細	事業規模	
		25年度予算	24年度予算
公益目的事業	公1 後継者等対策事業	72,572	127,575
	(1) 新規就業者支援事業	16,685	15,845
	(2) 経営活動促進事業	7,770	7,770
	(3) 都民交流事業	9,087	9,487
	(4) 林業労働力確保支援センター事業	38,086	93,529
	(5) 情報提供・普及啓発事業	944	944
	公2 経営安定対策事業	346,578	15,025
	(1) 農作業サポート支援事業	10,000	0
	(2) 農地保有合理化事業	308,813	6,525
	(3) 東京農業の産業力強化支援事業	27,765	0
公益目的事業	公3 森林整備事業	1,370,977	1,514,254
	(1) 分収林事業	152,456	186,800
	(2) 都民との協働による森林づくり事業	4,897	4,897
	(3) 都行造林事業	43,734	43,069
	(4) 花粉発生源対策事業	1,119,518	1,194,603
	(5) 木質バイオマス事業	37,341	34,645
	(6) 森林を守る都民基金事業	11,681	13,531
	(7) 情報提供・普及啓発事業	1,350	1,350
公益目的事業	公4 緑の募金・緑化推進事業	399,801	404,545
	(1) 緑の募金事業	63,801	67,885
	(2) 苗木生産供給事業	336,000	336,660
公益目的事業	公5 試験研究・成果還元事業	1,633,376	1,611,714
	(1) 農林総合研究センター事業	1,187,844	1,166,919
	(2) 農林水産資源拡大事業	408,606	407,159
	(3) 環境保全型農業の推進事業	36,926	37,636
合 計		3,823,304	3,673,113

(単位：千円)

事業区分	事業明細	事業規模	
		25年度予算	24年度予算
その他 事業	他 1 生産安定対策事業	96,008	125,806
	(1) 野菜価格安定対策事業	51,348	97,679
	(2) 畜産振興事業	44,660	28,127
	合 計	96,008	125,806
総 計		3,919,312	3,798,919

※ 事業規模は事業費を記載

3 収支の概要

(単位：千円)

区分	収益／費用	内訳	金額
公益目的事業会計	収 益	基本財産運用益	3,100
		特定資産運用益	12,196
		事業収益	213,153
		受取補助金等	2,399,104
		その他収益等	1,166,027
	計		3,793,580
収益事業等会計	費 用	事業 費	3,823,304
	当期経常増減額		△29,724
	収 益	基本財産運用益	3
		特定資産運用益	35
		受取補助金等	53,710
		その他収益等	42,260
		計	96,008
	費 用	事業 費	96,008
	当期経常増減額		0
法人会計	収 益	基本財産運用益	9,960
		特定資産運用益	50
		受取補助金等	210,589
		その他収益等	3
		計	220,602
	費 用	管理 費	225,591
	当期経常増減額		△4,989
合 計	収 益		4,110,190
	費 用		4,144,903
	当期経常増減額		△34,713
	一般正味財産期末残高		499,915
	指定正味財産期末残高		4,017,598
	正味財産期末残高		4,517,513

